

令和4年度第1回聖籠町男女共同参画計画策定委員会
次第

日時：令和4年10月18日（火）
午前10時00分から
会場：聖籠町役場大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選任
- 6 諮問
- 7 議事
 - (1) 男女共同参画について概論説明
 - (2) 町の取組の現状
 - (3) 今後のスケジュール
- 8 閉会

（事前送付資料）

- 次第・出席者名簿・座席図・委員会設置条例
- 第3次聖籠町男女共同参画計画
- 資料1 男女共同参画について
- 資料2 聖籠町の取組状況について
- 資料3 今後のスケジュール
- 別添 第3次男女共同参画計画取組状況
- 別添 第2回会議日程調整表

（当日配布資料）

- 諮問書（写）
- 別紙 第2回委員会開催に向けた事前アンケートについて

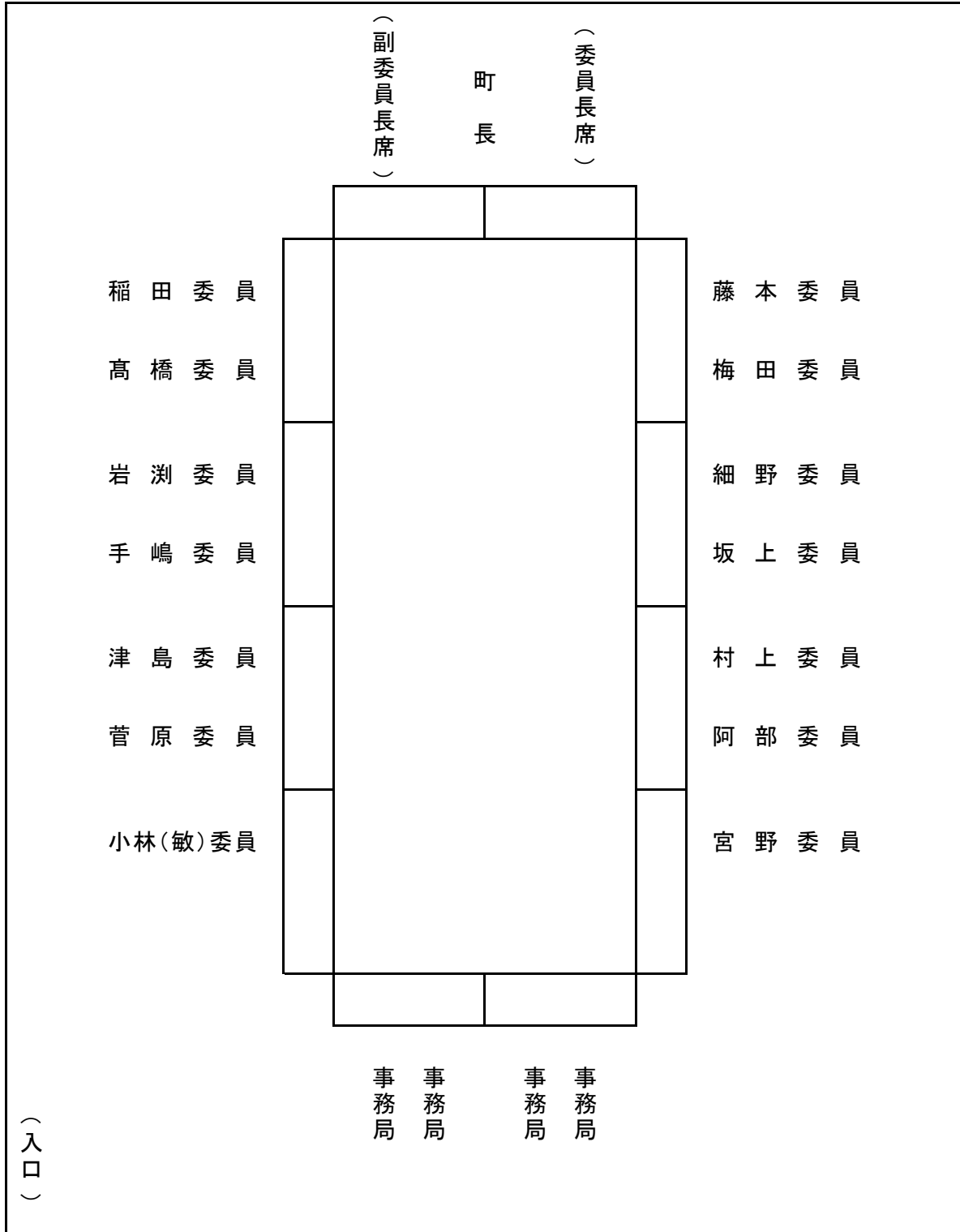
第1回 聖籠町男女共同参画計画策定委員会 出席者名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	機関名等
1号委員 学識経験者	藤本 晃嗣	敬和学園大学・准教授 (人文学部国際文化学科)
	稲田 陽子	元・山倉小学校長
2号委員 関係機関の職	梅田 昌己	新発田公共職業安定所長
	高橋 真弓	聖籠町教育委員
	細野 フミ子	聖籠町商工会女性部長
	岩淵 せん	聖籠町農業委員
	坂上 利夫	聖籠町社会福祉協議会 理事
	手嶋 京子	聖籠町民生委員・児童委員協議会委員
	村上 尚男	日本海エル・エヌ・ジー株式会社 人事労務課長
	津島 亨	日本シイエムケイ株式会社 人事総務部 新潟総務課長
3号委員 一般町民	阿部 郁夫	一般町民
	菅原 菊子	一般町民
	小林 敏明	【地域自治組織分野】 (代表区長)
	宮野 久美子	【地域社会活動分野】 (聖籠町交通安全母の会)

聖籠町長	西脇 道夫	
事務局	萩原 波春	総務課長
	大沼 智	総務課主幹
	相馬 成滋	総務課主事
	渡邊 彩花	総務課主事

第1回 聖籠町男女共同参画計画策定委員会 座席表



○聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例

平成16年6月25日

条例第21号

(設置)

第1条 聖籠町男女共同参画計画の策定にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、聖籠町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、聖籠町における男女共同参画計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 一般町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

による。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。